

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成9年6月から同年12月までの期間及び10年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月から同年12月まで
② 平成10年2月

私は、正確な時期の記憶は定かでないが平成10年の3月から4月頃に、申立期間に係る国民年金保険料の未納の納付書があったので、完納しようと思ひ、母親から10万円借りて、市役所で10万円ちょっと納付した。

市役所の担当職員から「これで未納は無くなりました。」と言われたのに、年金記録が未納となっているのは、納得いかないのので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は①と②を合わせ8か月と短期間であり、申立人は、平成3年5月の国民年金への加入以来、申立期間及び全額免除期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、就職が決まり収入の目途がついた平成10年3月から4月頃に、母親から10万円を借用して、すでに手元にあった国民年金保険料の納付書で未納保険料の全額を市役所で納付したと供述しているところ、申立人が納付したとする時点において、申立期間は市役所に現年度納付が可能である上、申立期間に係る保険料額は10万2,400円であり、申立人の10万円ちょっとを納付したとする供述と符合している。

さらに、申立期間当時同居していた母親も、申立人に10万円を貸したことを覚えていると証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 49 年 6 月まで

私は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来ていた A 小学校 P T A 役員の集金人に納付したのに、申立期間が夫は納付済みで自分だけが未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 小学校 P T A の元役員及び B 市の回答から、申立期間当時、申立人が居住する地区において A 小学校 P T A 役員による国民年金保険料の集金制度が存在し、現年度保険料を集金していたことは確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの期間については、3 か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入者の資格取得日から同年 10 月又は同年 11 月頃に払い出されたものと推認され、当該期間は現年度納付が可能な期間であり、オンライン記録によれば、当該期間直後の同年 7 月から 50 年 3 月までの保険料が納付済みとされていることから、当該加入手続が行われたと考えられる 49 年 10 月又は同年 11 月頃に、それ以前の同年 7 月から同年 9 月までの保険料を遡って納付している申立人が、当該期間の保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 49 年 3 月までについて、前述のとおり申立人の国民年金手帳記号番号は 49 年 10 月又は同年 11 月頃に払い出されたものと推認され、払出時点では、当該期間の保険料は過年度納付となることから、現年度保険料しか取り扱っていなかった A 小学校 P T A の

集金人には納付できなかつたものと考えられる。

また、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月7日、同年10月11日及び同年12月13日に、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18年7月7日は5万円に、同年10月11日は1万2,000円に、同年12月13日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月7日
② 平成18年10月11日
③ 平成18年12月13日

私は、平成18年4月25日から20年1月20日まで、A社で、B職として勤務した。

年金事務所から届いたねんきん定期便の厚生年金保険料納付額・月別状況の記録では、平成18年の賞与3回分がもれていた。

賞与支給明細書を添付するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立ての事業所が提出した賞与支給控除一覧表及び申立人が提出した賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ

る。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び申立人が提出した賞与支給明細書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成18年7月7日は5万円、同年10月11日は1万2,000円、同年12月13日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理の誤りから平成18年に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 19 日から 39 年 3 月 31 日まで

私は、平成 22 年 6 月に年金事務所へ年金記録の確認に行ったところ、A 社に勤務した期間の脱退手当金が支給済みであることを知ったが、当時、会社からの説明は無く、脱退手当金という仕組みがあることも知らなかった。

申立期間の脱退手当金は、受領していないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年後の昭和 41 年 3 月 14 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

私は、A社において、平成19年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の同社に係る厚生年金保険加入記録には、当該賞与の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立事業所から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和51年9月を16万円に、52年9月を18万円に、57年9月を26万円に、58年9月を28万円に、59年9月を30万円に、62年10月から63年3月まで及び同年5月から同年9月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月1日から63年10月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、昭和48年1月から63年9月までの標準報酬月額が、給与支給額に比べて低額になっているので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和51年9月、52年9月、57年9月、58年9月、59年9月、62年10月から63年3月までの期間及び同年5月から同年9月までの期間については、申立人から提出された申立事業所の給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（13万4,000円から32万円）を超える報酬月額（16万9,404円から36万3,494円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（17万円から36万円）より低い標準報酬月額（16万円から34万円）に見合う厚生年金保険料（7,280円から2万1,080円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、こ

これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和51年9月は16万円に、52年9月は18万円に、57年9月は26万円に、58年9月は28万円に、59年9月は30万円に、62年10月から63年3月まで及び同年5月から同年9月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所から提出された昭和48年から62年までの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の写しから確認できる標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和48年1月から51年8月までの期間、同年10月及び同年11月、52年3月から同年8月までの期間、同年10月及び同年11月、53年2月及び同年3月、同年5月から同年12月までの期間、54年2月から56年12月までの期間、57年2月から同年8月までの期間、同年11月及び同年12月、58年2月、同年4月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、59年2月及び同年3月、同年5月から同年8月までの期間、同年10月及び同年11月、60年1月、同年3月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、61年2月から62年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間については、給与明細書に記載された報酬月額（8万8,974円から37万7,625円）に見合う標準報酬月額（8万6,000円から38万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（8万6,000円から34万円）と同額若しくは高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（2,752円から2万1,080円）に見合う標準報酬月額（7万2,000円から34万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（8万6,000円から34万円）と同額若しくは低額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和51年12月から52年2月までの期間、同年12月及び53年1月、同年4月、54年1月、57年1月、同年10月、58年1月、同年3月、59年1月、同年4月、同年12月、60年2月、61年1月並びに62年5月については、給与明細書に記載された報酬月額（15万1,750円から31万8,847円）に見合う標準報酬月額（15万円から32万円）は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（7,280円から2万1,080円）に見合う標準報酬月額（16万円から34万円）及びオンライン

記録により確認できる標準報酬月額（16万円から34万円）より低額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、昭和60年9月及び63年4月については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（昭和60年9月は2万140円、63年4月は2万1,080円）に見合う標準報酬月額（昭和60年9月は38万円、63年4月は34万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（昭和60年9月は30万円、63年4月は32万円）より高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額（昭和60年9月は29万4,200円、63年4月は31万7,750円）に見合う標準報酬月額（昭和60年9月は30万円、63年4月は32万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（昭和60年9月は30万円、63年4月は32万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から49年3月まで

私は、昭和44年8月に結婚のため会社を退職し、A市に転居した際、B支所において国民年金の加入手続を行った。

申立期間当時、夫と一緒に私の親族が営む店を継ぐために住み込みで働き、私の申立期間の国民年金保険料は同居人が集金人に支払ってくれていた。

年金手帳等の関係書類は、昭和61年11月に店が火災に遭った際に焼失したが、62年5月に同じ町内に私達夫婦の店を持って独立するまでは同居人が保険料を納付してくれていた。

申立期間の保険料が未納となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和44年11月から45年1月までの間に払い出されたものとみられ、この時期に申立人が国民年金の加入手続を行い、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時期に遡って44年8月21日（当初は同年8月1日）を資格取得日としたものと推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関しては直接関与しておらず、「昭和62年5月頃に独立して店を持つまでは、自分の保険料は、同居人が負担していた。」としているが、同人は高齢で事情を聴取することができず、申立期間に係る保険料の納付に係る具体的な状況は確認できない。

また、申立人は昭和44年11月に婚姻しているところ、申立期間に店で一緒に働いていた申立人の夫も申立期間は未納であるとともに、申立人と同じ49

年4月分から納付済みであることがオンライン記録から確認できる上、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、50年1月23日に国民年金の任意加入者として資格を取得した同居人の子の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されていることから、申立人の保険料を納付したとする同居人が、申立人及びその夫の保険料を、50年1月頃において集金人に納付が可能な49年4月分まで遡って納付するとともに、以後、申立人及びその夫並びに同居人の子の保険料と一緒に納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、国民年金被保険者名簿の調査及びオンラインシステムによる氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 54 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、20 歳になった時に母親が行い、保険料は大学を卒業し就職するまで母親が自分の保険料と一緒に納付してくれていたにもかかわらず、納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと申し立てているが、申立期間当時、申立人が居住していたとする A 市 B 区には、申立人に係る国民年金被保険者名簿等は残っておらず、また、同区を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿にも申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出記録は無いことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査やオンラインシステムによる氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の具体的な加入状況等は不明であり、申立期間当時、加入手続及び保険料を納付してくれていたとする申立人の母親も既に亡くなっていることから、加入手続や納付状況等については確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 6 日から 19 年 7 月 1 日まで

私は、C 学校の学生だった昭和 17 年の冬に A 社 B 製作所から同校に求人があり、同年に繰り上げ卒業した 15 人か 16 人程度の学友と一緒に、正社員として同社に入社した。

入社後は、同社の D 現場に配属され、事務の仕事をしたり、現場が忙しい時は物を運んだりするなどの雑用をこなしていたが、昭和 19 年 2 月に軍隊に入隊したため正式に退職した時期は定かでない。

しかし、一緒に卒業し同社に入社した学友には厚生年金保険の被保険者記録があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する申立人の人事記録により、申立人は昭和 18 年 1 月 6 日付けで申立事業所に雇員見習として入社し、その後、雇員 C を経て、19 年 7 月 1 日に依願解傭されたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所では、上記の人事記録に記載されている雇員について、「当時は、社員、準員、雇員の職員身分があり、準員と雇員は正社員ではなく、日雇のような身分であったと思われる。申立人の人事記録は、一般的な正社員の人事記録とは相違している。」としている上、オンライン記録によれば、申立人が一緒に卒業し申立事業所において類似の職務に従事していたと記憶する同僚は、人事記録に雇員見習及び雇員 C と記載されている期間は厚生年金保険に未加入となっているが、工員へ身分変更された昭和 19 年 3 月 1 日に厚生年金保険（当時は労働者年金保険）の被保険者資格を取得していることが確認できることから、人事記録に工員への身分変更の記載が無い申立人について、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているこ

とに不自然さはみられない。

また、前述の同僚は、「申立事業所には、入社後6か月間程度の試用期間があったように思う。」としている上、申立期間における申立事業所の被保険者名簿に欠番は無く、ほかに申立人が申立期間において保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 30 日まで

私は、以前、社会保険事務所（当時）へ年金の記録を確認に行ったところ、A社に勤務していた 51 か月間の厚生年金保険の脱退手当金を昭和 40 年 10 月 20 日に支給済みとのことであったが、当時は脱退手当金の制度を知らず、支給を受けた記憶もないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給された記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で昭和 44 年 8 月 29 日に払い出されたことが確認できることから、申立人は、申立事業所を退職後、当該時点まで国民年金の加入手続を行っていなかったと考えられることを踏まえると、当時申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

私は、年金事務所からの確認通知で、A社B支店に勤務していた申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

私は、申立事業所の在職中に結婚・妊娠し、出産後も勤務するつもりだったが、出産後の勤務が困難になり、退職した。

当時、会社の上司が自宅に退職の意思の確認に来たことを覚えているが、会社からは脱退手当金の説明を受けたことは無く、自分も同居の家族も脱退手当金は受け取っておらず、社会保険事務所（当時）に行ったことも無い。

脱退手当金を受給していないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の前後 62 人のうちの女性従業員（10 人）で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した申立人を含む 7 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 5 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人を除く 4 人は資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされている上、申立事業所では、「当時のB支店では、退職者に脱退手当金の制度について説明を行い、本人に手続をしてもらうように促していた。」とし、照会に回答のあった同僚は、「退職時に、会社から個人ごとに脱退手当金の説明があったが、自分は退職後も働く意思があったので請求を依頼しないと回答した。」としていることから、申立事業所では退職者に対して脱退手当金の制度及びその手続についての説明を行っていたことがうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人は、申立事業所を退職後、昭和 52 年 1 月に国民年金に加入するまでの約 10 年間について年金制度に加入しておらず、当時、育児のために就労が困難となり申立事業所を退職したと供述していることを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

なお、申立人が申立期間前に勤務していたC社については、脱退手当金が未請求となっているが、当該期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、社会保険事務所においては、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から30年4月1日まで
② 昭和30年4月1日から32年1月1日まで

私は、申立期間当時、A事業所及びB事業所に、県の臨時職員として勤務し、共済保険には入っていなかったが、公的機関は、健康保険に加入すれば、当然厚生年金保険にも加入しているものと思っていた。ねんきん特別便が来て、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり、公的機関が厚生年金保険に加入していないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C県から提出された履歴書により、申立人は、申立期間①においてA事業所に、申立期間②においてB事業所にそれぞれ臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間当時、両事業所は健康保険のみの適用事業所であり、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人の所持する年金手帳の厚生年金保険の被保険者となった日は、昭和32年1月1日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、健康保険適用事業所記号払出簿により、C県に関連のある7事業所（申立ての2事業所を除く。）を調べたところ、全ての事業所が、昭和29年4月1日から32年1月1日までは健康保険のみの適用事業所であり、厚生年金保険の適用事業所となったのは、32年1月1日であることが確認できることから、同県は、申立期間当時、関連事業所に勤務する臨時職員については、厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月 9 日から 29 年 8 月 15 日まで
② 昭和 29 年 9 月 8 日から 35 年 10 月 23 日まで
③ 昭和 35 年 11 月 24 日から 36 年 9 月 12 日まで

私は、申立期間①、②及び③の厚生年金保険加入期間について、記録では脱退手当金を受け取ったことになっているが、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、調査の上、記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立て後にA社を退職するときに脱退手当金を受け取った覚えはあるとし、申立期間②における厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金の受給を認めているところ、申立人の脱退手当金の支給記録をみると、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、同一番号で管理されていること、申立期間①から③までの被保険者期間を合算した93か月が脱退手当金の計算の基礎とされ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いことを踏まえると、申立人が受給したとする脱退手当金は、申立期間①から③までの被保険者期間に相当する脱退手当金と考えるのが自然である。

また、申立人に係る申立期間①における厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、厚生省（当時）による社会保険事務所（当時）への記録回答を示す「回答済 36.10.26」の印が押されており、この回答日（昭和36年10月26日）と申立人の脱退手当金の支給決定日とされる昭和36年12月27日が近接していることから、脱退手当金の裁定を行うために記録照会が行われたことがうかがえる上、申立期間③に係る申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示の押印

が確認できるとともに、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 7 日から同年 9 月 7 日まで

私は、昭和 18 年 3 月中旬頃に、軍の関係部署に徴用され、A 丸に乗船していたが、召集令状が届いたので、19 年 9 月 7 日に下船した。

昭和 19 年 5 月 6 日から同年 6 月 6 日までの 1 か月間は機関士の免許を取得するため乗船しなかったが、同年 6 月 7 日から同年 9 月 7 日までは乗船していたのに年金記録が無いことについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 19 年 5 月 6 日に A 丸を下船後、再度、同年 6 月 7 日から同年 9 月 7 日まで乗船していたと主張しているところ、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）には、18 年 4 月 21 日に資格取得し、19 年 5 月 3 日に資格喪失したことが記載されており、申立人の申立期間における船員保険の加入記録は確認できない。

また、申立人に係る軍歴をみると、昭和 19 年 9 月 9 日に申立人が B 部隊に入営した記録が確認できるものの、入営前の期間の徴用に係る記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶している船舶所有者及び同僚は、いずれも死亡又は所在不明のため、申立人の申立期間における勤務の実態や、船員保険の取扱い及び保険料の控除を含む当時の状況について確認することができない。

加えて、申立人は、船員手帳を所持しておらず、申立期間に係る雇入れ及び雇止めの記録を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 9 月 10 日から 44 年 3 月 5 日まで

私は、昭和 37 年 6 月 1 日から 38 年 7 月 31 日まで A 社に勤務し、その後、同年 9 月 10 日から 44 年 3 月 4 日まで B 社に勤務していたが、当該 2 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が、オンライン記録では、脱退手当金を受け取ったことになっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことも受け取ったこともなく、申立期間①及び②が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の転居先の住所が記載されている上、脱退手当金計算書には、送金先の払渡店として「C」と記載されており、当該記載は、申立人の当時の住所地の近隣の郵便局であることが確認でき、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 1 日から同年 10 月 27 日まで
② 昭和 29 年 3 月 1 日から 30 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 30 年 3 月 15 日から 38 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 8 月 31 日まで A 社に勤務し、同社を退職後に申立期間①から③までに係る厚生年金被保険者期間について、記録では脱退手当金を受け取ったことになっているが、受給手続をした記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨の「脱支給済」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 38 年 10 月 15 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 43 年 2 月 11 日まで

私は、昭和 39 年 7 月 1 日から 43 年 2 月 10 日まで A 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録では、同社を退職後に脱退手当金を受給した記録となっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「支給済脱」と記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から同年 11 月 30 日まで

私は、昭和 43 年 3 月 14 日に A 社に入社し、同年 11 月くらいに退社したのではないかと記憶している。特に、同年 5 月の連休中に、会社の指示により特別勤務をした記憶があるので、少なくとも同年 5 月までは会社に勤務していたはずであるにもかかわらず、国の年金記録では、同社を 43 年 3 月 30 日に退社したこととなっており、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、これらの複数の同僚は、申立人を覚えているものの、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明としている上、申立事業所は既に解散し、当時の事業主は死亡しており、申立事業所の承継事業所（B 社）は、「申立期間当時の資料が残っておらず、申立人の勤務実態等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格取得日が昭和 43 年 3 月 14 日、資格喪失日が同年 3 月 31 日と記録され、「取得月喪失」の押印が確認でき、また、健康保険証を社会保険事務所（当時）に 43 年 4 月 13 日に返納したことを意味する「被保険者証返納済 43. 4. 13」の押印も確認できる。

さらに、申立期間における申立事業所の健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和 43 年 5 月の連休中に申立事業所の指示により「C フェスティバル」に関する特別勤務をした記憶があるため、少なくとも同年 5 月までは申立事業所に勤務していたはずであると申し立てているが、「C

フェスティバル」は*年から開始されており、申立人の供述と相違している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 7 日から 34 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 1 月 7 日から同年 2 月 15 日までの期間、同年 2 月 15 日から同年 9 月 1 日までの期間及び同年 8 月 16 日から 34 年 2 月 1 日までの期間に勤務した 3 事業所での厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになるが、受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が最終事業所である A 社を退職した 2 か月前に同社を退職した同僚は、「会社から脱退手当金の説明があった。会社から『まとまったお金が必要なら、年金からもらってあげるよ。』と言われ、会社が手続をしてくれて、お金をもらった記憶がある。」と供述しており、当時、同社では、脱退手当金の代理請求を行っていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の 3 事業所の厚生年金保険被保険者期間があり、当該未請求期間と申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できるが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、当該未請求期間について、昭和 30 年 9 月 2 日に脱退手当金を支給した記録となっていることから、34 年 6 月 10 日に支給された申立期間に係る脱退手当金については、当該未請求期間を除いた被保険者期間について支給されたものと推認される。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月18日から33年7月15日まで
私は、昭和26年10月18日から33年7月15日まで勤務したA社での厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、申立事業所で脱退手当金の支給要件を満たす者17人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む11人に支給記録があり、このうち10人が約6か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の前に、脱退手当金が未請求となっているB社に係る厚生年金保険被保険者期間があり、当該未請求期間と申立期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できるが、オンライン記録の脱退手当金支給金額は、B社と申立事業所を合わせた場合の脱退手当金支給金額と一致していること、及び本来、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての被保険者期間がその計算の基礎とされるものであることから、未請求期間であるB社と申立事業所に係る脱退手当金が支給されたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月23日から30年3月31日まで
私は、昭和20年7月23日から30年3月31日まで勤務したA事業所での厚生年金被保険者期間について、脱退手当金を受け取ったことになっているが、受給した覚えは無いので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において勤務していたA事業所の厚生年金被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後4ページに記載されている女性のうち、当該事業所で2年以上被保険者期間のある者6名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5名に脱退手当金の支給記録があり、全員が約3か月以内に脱退手当金を支給されていることが確認できる上、当時通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金支給を示す「脱手支給報告書作成済・資格第二係」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和30年6月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。